

岩手県教育委員会告示第3号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成23年5月10日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第239号	彫刻	木造六観音立像	6体	岩手郡葛巻町葛巻第15地割15番地 宗教法人宝積寺
有第240号	彫刻	木造青面金剛立像 二童子・三猿・台座 共 附 寿牌	6体、1基 1基	二戸市金田一字館74番地 宗教法人長寿寺
有第241号	歴史資料	豊吉之墓	1基	一関市大手町3番40号 社団法人一関市医師会